

# 了鳥取県公報

平成16年3月30日(火) 号外第41号

每週火:金曜日発行

### 次 目

規	則	鳥取県採石条例施行規則 (19) (治山砂防課)	5
		鳥取県砂利採取条例施行規則(20)(〃)2	29

---- 公布された規則のあらまし ----

鳥取県採石条例施行規則

1 目的 (第1条関係)

この規則は、鳥取県採石条例(以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的と することとした。

- 2 用語 (第2条関係)
  - この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によることとした。
- 3 採石認可の申請書 (第3条関係)

採石法(以下「法」という。)の規定による岩石採取計画の認可の申請書は、採石計画認可申請書によ ることとした。

- 4 変更認可の申請等 (第4条関係)
  - (1) 法の規定による採石の認可計画の変更の認可の申請は、認可計画変更認可申請書を提出して行うこ ととした。
  - (2) 採石法施行規則に規定する軽微な変更に該当する変更を定めることとした。
  - (3) 法の規定による採石の認可計画の軽微な変更の届出は、認可計画軽微変更届を提出して行うことと した。
- 5 跡地の防災措置の履行確保 (第5条関係)
  - (1) 条例の規定による採石場の跡地の防災措置を行うことについての他者の保証(以下「跡地防災保証」 という。) は、次に掲げる機関(債務超過、破産等当該保証を行う機関として適当でないと知事が認め るものを除く。) が行うこととした。
    - ア 社団法人鳥取県採石協会
    - イ その他アに掲げる機関と同等の能力を有すると知事が認める機関
  - (2) 跡地防災保証の内容は、次に掲げる措置を行うこととした。
    - ア 通常想定される降雨等の気象の変化に対応できる沈砂池等を設置し、隣接地に悪影響を及ぼさない ようにする措置
    - イ 土堤又は柵の設置その他の採石場の跡地への関係者以外の者の進入を防止するための措置
  - (3) 認可申請には、跡地防災保証を行う機関と締結した保証の契約を証する書類等当該保証を受けてい ることが確認できる書類を添付することとした。
- 6 業務報告等 (第6条関係)
  - 条例の規定による採石の業務の報告は、業務状況報告書を提出して行うこととした。

- 7 認可状況の公表 (第7条関係)
  - 採石認可の状況の公表は、報道機関に対する資料の提供等の方法により行うこととした。
- 8 採石認可の基準 (第8条関係)
  - (1) 条例の規定による採石場の区域の図面等は、5万分の1の縮尺の位置図等とすることとした。
  - (2) 条例の規定による採石場の区域と隣接地との境界及び掘削区域と保全区域との境界の明示の方法は、 境界杭又は境界標識の設置等とすることとした。
  - (3) 条例の規定による採取をする岩石の種類の確認の方法は、試掘、溝切り (溝の切り開きをいう。以下同じ。) 等の方法とすることとした。
  - (4) 条例の規定による採石の期間を定めることとした。
  - (5) 条例の規定による岩石の賦存の状況の確認の方法は、試掘、溝切りその他の知事が適当と認める方法とすることとした。
  - (6) 条例の規定による採石の工程ごとに、必要とされる機械、設備その他の施設の種類及び能力等は、 採石施工計画に定めることとした。
  - (7) 条例の規定による採取をする岩石の種類に応じた採石の方法を定めることとした。
  - (8) 条例の規定による採石に伴う災害を防止するための事項は、掘削作業計画に記載することとした。
  - (9) 条例の規定による採石場の区域内への措置は、柵、境界の標識等の設置とすることとした。
  - (10) 条例の規定による掘削区域と隣接地の境界との間における保全区域の幅を定めることとした。
  - (11) 条例の規定による採石に係る掘削をする勾配の角度を定めることとした。
  - (12) 条例の規定による採掘をする際の落石等の防止のため知事が必要と認めるときの措置は、金網、土 堤等の設置とすることとした。
  - (13) 条例の規定による最終掘削面の最も低い場所と最も高い場所の高低差(以下「最終高低差」という。) を定めることとした。
  - (14) 条例の規定による最終掘削面の設ける小段の幅は、10メートルとすることとした。
  - (15) 条例の規定による岩石の種類等に応じた高低差を定めることとした。
  - (16) 条例の規定による掘削の作業を行う平地とその直前又は直後に当該作業を行う平地の高低差を定めることとした。
  - (17) 条例の規定による原石等の運搬に伴う騒音等による災害の防止に関する事項は、岩石運搬計画に記載することとした。
  - (18) 条例の規定による汚濁した水の採石場の区域外への放流の防止に関する事項は、汚濁水等処理計画に記載することとした。
  - (19) 条例の規定による汚濁した水の採石場の区域外への流出を防止する施設に係る排水に関する要件は、次に掲げるとおりとすることとした。
    - ア 地滑り等により崩壊する危険がない場所に設置されていること
    - イ 通常想定される雨量に十分に対応できる処理能力があること
    - ウ 河川等公共用水域に接続する排水路は、再汚濁を防止し、通水能力を維持できるコンクリート造り その他の堅固な構造とすること
    - エ 沈殿池は、処理能力を維持し得るコンクリート造りその他の堅固な構造とすること
    - オ 沈殿池は、必要に応じ泥水に浮遊する泥等の沈降を促進する薬剤の投入その他の沈降を促進するための措置を講ずることができるものとすること
    - カ 沈殿池は、1系統がしゅんせつ等で使用不能のときにも汚濁した水の処理を続けられるよう、原則 として2系統設置すること
    - キ 沈殿池及び沈砂池については、これらが有効に機能するよう、必要な水深を維持するためのしゅん せつその他の必要な措置をとること
    - ク しゅんせつした土砂については、十分脱水した後堆積場に堆積することその他の適切な措置を講ず

ること

- ケ 採石の工程ごとにアからクまでに掲げる措置等を講ずる必要があるときは、それぞれの工程に応じ て当該措置を講ずること
- (20) 条例の規定による跡地の防災措置等に関する事項は、採取跡地整理計画に記載することとした。
- (21) 条例の規定による採掘が終了したときの残壁の崩壊等を防ぐための措置は、のり面の整形、のり面 の緑化等の保護工事を行う措置とすることとした。
- (22) 条例の規定による廃土又は廃石の堆積の方法等に関する事項は、廃土等堆積計画に記載することと した。
- (23) 条例の規定による堆積場の要件は、次に掲げるとおりとすることとした。
  - ア 近くに人家、構築物等が存在しないこと
  - イ 土砂の流入が少ないこと
  - ウ 山崩れ、地滑り等のおそれがないこと
  - エ 集水量の大きい地形でないこと
  - オ 湧水量が少ない基礎地盤であること
  - カ 河川の付近でないこと
  - キ その他堆積を行う用地として不適切な場所でないこと
- (24) 条例の規定による堆積場における廃土又は廃石の堆積に当たっての措置は、次に掲げるとおりとす ることとした。
  - ア 安定計算を行い、その安全性を確認すること
  - イ 水平層状堆積法で堆積すること
  - ウ 堆積後は、芝張り、石張り、植裁等を行い、堆積した廃土又は廃石を安定させる措置をとること
- 9 委任 (第9条関係)
  - この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。
- 10 施行期日
  - この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

## 鳥取県砂利採取条例施行規則

1 目的 (第1条関係)

この規則は、鳥取県砂利採取条例(以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目 的とすることとした。

- 2 用語 (第2条関係)
  - この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によることとした。
- 3 採取認可の申請書 (第3条関係)
  - 砂利採取法(以下「法」という。)の規定による砂利の採取の認可の申請書は、採取計画認可申請書に よることとした。
- 4 変更認可の申請 (第4条関係)
  - 法の規定による砂利採取の認可の変更認可の申請は、認可採取計画変更認可申請書を提出して行うこと とした。
- 5 埋戻し保証 (第5条関係)
  - (1) 砂利採取業者に代わって砂利採取の跡地の埋戻しを行うことについての保証(以下「埋戻し保証」 という。) は、次に掲げる機関(債務超過、破産等により当該保証を行う機関として適当でないと知事 が認めるものを除く。)が行うこととした。
    - ア 中小企業等協同組合法の規定に基づき鳥取県知事の認可を受けて設立された中小企業等協同組合で、 当該組合に属する砂利採取業者のために必要な事業を行うもの

- イ 財団法人鳥取県建設技術センター
- ウ その他ア又はイに掲げる機関と同等の能力を有すると知事が認める機関
- (2) 埋戻し保証の内容は、砂利採取場の砂利採取後の埋戻しとすることとした。
- (3) 認可申請には、埋戻し保証を行う機関と締結した保証の契約を証する書類の写しその他の当該保証を受けていることが確認できる書類を添付することとした。
- 6 業務報告等 (第6条関係)
  - (1) 条例の規定に基づく砂利採取の業務の報告(以下「業務報告」という。)は、砂利採取業者が採取 認可を受けた日及び前回の業務報告をした日からそれぞれ3月を経過した日の属する月の末日現在の業 務の状況について、その翌月の10日(10日が鳥取県の休日を定める条例に規定する休日(以下「休日」 という。)に当たるときは、その直後の休日でない日とする。)までに行わなければならないこととした。
  - (2) 砂利採取場が農地であるときは、(1)に定めるところによるほか、次に掲げる状況となった日現在の状況についての業務報告を、その日から10日を経過する日までに行わなければならないこととした。
    - ア 現に認可を受けている採取認可に係る掘削を完了したとき
    - イ 地下水位線 (当該砂利採取場において湧出した地下水等の水面と当該砂利採取場の掘削に係るのり 面が交わる線をいう。以下同じ。) まで埋戻しを終了したとき
    - ウ 地下水位線の上部の条例で定める上層との境界線まで埋戻しを終了し、その段階における当該埋戻しの表面において、当該砂利採取場における排水を確保するために透水性のある砂で埋戻しを行うべき溝(以下「透水溝」という。)の開削を終了したとき
    - エ 埋戻しを完了したとき
  - (3) 業務報告は、業務状況報告書を提出して行うこととした。
- 7 認可状況の公表 (第7条関係)

条例の規定に基づく認可の状況の公表は、報道機関に対する資料の提供等の方法により行うこととした。

- 8 採取認可の基準 (第8条関係)
  - (1) 条例の規定による砂利採取場の区域を表示する図面等は、5万分の1の縮尺の位置図等とすることとした。
  - (2) 条例の規定による砂利採取場の区域と隣接地との境界の明示の方法は、境界が又は境界標識の設置等の方法とすることとした。
  - (3) 知事は、次に掲げる場合において、採取の期間が1年以下では砂利採取及び跡地の埋戻しを適切に行うことができないと認めるときは、このために必要な期間 (月単位とする。) を1年に加えた期間を採取の期間として採取認可をすることができることとした。
    - ア 採取に係る面積が1ヘクタールを超えるとき
    - イ 地下水位が高いため、跡地の埋戻しに当たり、地盤を強化する必要があり、これに期間を要すると き
    - ウ 埋戻しを12月から翌年3月までの間に行わなければならないとき
    - エ アからウまでに定めるもののほか、これらの事由と同等の事由があると認められるとき
  - (4) 条例の規定による砂利採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関して知事が必要と認める事項は、砂利採取施工計画に記載することとした。
  - (5) 条例の規定による除去をした表土の処理方法等に関する事項は、掘削作業計画に記載することとした。
  - (6) 条例の規定による砂利採取場の区域内への措置は、柵、境界の標識等の設置とすることとした。
  - (7) 条例の規定による砂利の堆積の深さ等に応じた砂利を掘削する深さを定めることとした。
  - (8) 条例の規定による砂利の種類等に応じた砂利を掘削する深さを定めることとした。
  - (9) 条例の規定による砂利の種類等に応じた砂利を掘削する角度を定めることとした。
  - (10) 条例の規定による保安距離を定めることとした。

- (11) 条例の規定による汚濁水等の砂利採取場の区域外への流出を防ぐための事項は、汚濁水等処理計画 に記載することとした。
- (12) 条例の規定による埋戻しに関する事項は、採取跡地埋戻計画に記載することとした。
- (13) 条例の規定による埋戻し後の排水を確保するための措置は、次のいずれかの措置とすることとした。 ア 透水溝を掘削し、これを透水性のある土砂で埋め戻して、透水層を設置すること
  - イ 認可申請をした砂利採取業者が定めた埋戻し後の排水を確保する措置で、知事が適当と認めるもの
- (14) 条例の規定による農地としての機能を維持するために必要な上層の深さを確保するための土砂は、 掘削前の表土、耕作に適した微細な土砂その他の知事が適切と認める土砂とすることとした。
- (15) 条例の規定による砂利採取場の周辺道路の汚損及び出入りする車両による事故を防ぐために知事が 必要と認める事項は、砂利運搬計画に記載することとした。
- 9 委任 (第9条関係)

この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

10 施行期日

この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県採石条例施行規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善

# 鳥取県規則第19号

鳥取県採石条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県採石条例 (平成15年鳥取県条例第72号。以下「条例」という。) の施行に関し必要 な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(採石認可の申請書)

第3条 採石法(昭和25年法律第291号。以下「法」という。)第33条の3第1項に規定する申請書は、採石計画 認可申請書(様式第1号)によるものとする。

(変更認可の申請等)

- 第4条 法第33条の5第1項の規定による申請は、認可計画変更認可申請書(様式第2号)を提出して行うもの とする。
- 2 採石法施行規則 (昭和26年通商産業省令第6号) 第8条の16の2第1項に規定する軽微な変更は、別表に定 める変更とする。
- 3 法第33条の5第2項の規定による届出は、認可計画軽微変更届(様式第3号)を提出して行うものとする。 (跡地防災保証)

- 第5条 条例第6条第3号の規則で定める保証(以下「跡地防災保証」という。) は、次に掲げる機関(債務超過になっていること、破産の宣告を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でないと知事が認めるものを除く。)が行うものとする。
  - (1) 社団法人鳥取県採石協会
  - (2) その他前号に掲げる機関と同等の能力を有すると知事が認める機関
- 2 跡地防災保証の内容は、次に掲げる措置を行うこととする。
  - (1) 通常想定される降雨等の気象の変化に対応できる沈砂池、沈殿池又は土堤を設置し、隣接地に悪影響を及ぼさないようにする措置
  - (2) 土堤又は柵の設置その他の採石場の跡地への関係者以外の者の進入を防止するための措置
- 3 認可申請には、当該跡地防災保証を行う機関と締結した保証の契約を証する書類の写しその他の当該保証を受けていることが確認できる書類を添付するものとする。

### (業務報告等)

- 第6条 条例第10条第1項の規定に基づく報告は、業務状況報告書 (様式第4号) を提出して行うものとする。 (認可状況の公表)
- 第7条 条例第11条の規定に基づく公表は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、 県公報又は県の広報紙への登載その他の方法により行うものとする。

## (採石認可の基準)

- 第8条 条例別表の1の項の基準の欄の(1)の規則で定める図面等は、5万分の1の縮尺の位置図、見取図、現 況の実測平面図、実測横断面図、実測縦断面図、丈量図及び不動産登記法(明治32年法律第24号)第17条に規 定する地図の写しとする。
- 2 条例別表の1の基準の欄の(3)の規則で定める方法は、境界杭又は境界標識の設置その他の知事が適当と認める方法とする。
- 3 条例別表の2の項の基準の欄の(1)の規則で定める方法は、試掘、溝切り (溝の切り開きをいう。以下同じ。) その他の知事が適当と認める方法とする。
- 4 条例別表の2の項の基準の欄の(3)の採取の期間は、次の表の項目の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間とする。ただし、法令、土地所有者その他採石を行う土地に関し第三者に対抗する権利を有する者との契約その他の事由により、採取の期間が制限されるときは、当該制限された期間を超えないものとする。

	項目		期間
1 認可申請を行う	(1) 申請者が直前認可期間 (申請	ア 採取をする岩石が	3年。ただし、当該
採石業者 (以下	日の直前に受けた採石認可に係る	真砂土、その他これ	認可申請に係る跡地防
「申請者」という。)	採取の期間をいう。以下同じ。)	に類する風化した岩	災保証が第5条第1項
が、当該認可の申	内に法第32条の10第1項、第33条	石 (以下「風化岩石」	第1号に掲げる者のも
請を行った日 (以	の12若しくは第33条の13第2項の	という。) であり、	の (以下「協会保証」
下「申請日」とい	規定による処分(以下「法による	かつ、当該採石場の	という。) であるとき
う。) 前5年の間	処分」という。) 又は条例第8条	面積が1ヘクタール	は、5年とする。
に採石を行ってい	第1項若しくは第2項の規定によ	未満であるとき。	
る場合	る指導 (以下「条例による指導」		
	という。) を受けておらず、かつ、	イ ア以外のとき。	5年
	申請日前2年の間、法による処分		
	又は条例による指導を受けていな		
	いとき。		
	(2) 直前認可期間内に法による処	ア 採取をする岩石が	2年。ただし、当該

	分を受けておらず、かつ、申請日	風化岩石であり、か	認可申請に係る跡地防
	前2年の間、法による処分を受け	つ、当該採石場の面	災保証が協会保証であ
	ていないとき ((1)に該当すると	積が1ヘクタール未	るときは、3年とする。
	きを除く。) 又は当該処分を申請	満であるとき。	
	日前2年の間には受けたが申請日		
	前1年の間には受けていないとき。	イ ア以外のとき。	3年
	(3) (1)及び(2)以外のとき。		1年
2 1以外の場合			3年

- 5 条例別表の3の項の基準の欄の規則で定める方法は、試掘、溝切りその他の知事が適当と認める方法とする。
- 6 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、採石施工計画(様式第5号)に定めるものとする。
- 7 条例別表の5の項の基準の欄の(2)の規則で定める方法は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、 それぞれ同表の採掘方法の欄に定めるとおりとする。

	岩石の種類等	採 掘 方 法
1	露天採掘で採取が可能な岩石	機械掘り又は手堀りで行う階段採掘法
2	坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	機械堀り又は手堀りで行う中断式、残柱式又は柱房式
		の採掘法

- 8 条例別表の6の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、掘削作業計画 (様式第6号) に記載するものとする。
- 9 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のアの規則で定める措置は、柵、境界の標識、危険区域を表示する板そ の他の知事が適当と認める設備の設置とする。
- 10 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のウの規則で定める距離は、次の表の隣接地の利用状況の欄に掲げる区 分に応じ、それぞれ同表の距離の欄に定める距離とする。

		隣	接	地	の	利	用	状	況		距	離
1	道路、	河川、鉄道	直その(	也の公共	<b>施設</b> 力	が存する	るとき。				30メートル	,
2	宅地、墓地等で構築物が存するとき。											
3	3 採掘について森林法 (昭和26年法律第249号) に基づく開発行為の許可 (以下											
Г	「森林開発許可」という。) が必要なとき。											
4	1から	3までに設	亥当した	ないとき							5 メートル	,

11 条例別表の6の項の基準の欄の(1)の工の規則で定める角度は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に 応じ、それぞれ同表の角度の欄に定める角度とする。

岩	岩 石 の	種 類	等	角   度
1 表土	(1) 採掘につい	て森林開発許可が	必要な土地	35度 (掘削後の平均勾配35度)
	(2) (1)以外の	D土地		40度 (掘削後の平均勾配40度)
2 露天採掘	(1) 砕石用原	ア 採掘につい	(ア) 軟岩	60度 (掘削後の平均勾配60度)
で採取が可	石 (砕石の用	て森林開発許		
能な岩石	に供される原	可が必要であ		
	石をいう。以	るとき。	(イ) (ア)以外	75度 (掘削後の平均勾配60度)
	下同じ。)	イ ア以外のとき	<del>5</del> .	75度 (掘削後の平均勾配60度)
	(2) 石材用原	ア 採掘につい	(ア) 軟岩	60度 (掘削後の平均勾配60度)
	石 (石材の用	て森林開発許		
	に供される原	可が必要であ		

1	I	1	1	I
	石をいう。以	るとき。	(イ) (ア)以外	90度 (掘削後の平均勾配70度)
	下同じ。)	イ ア以外のとき	<b>5</b> .	90度 (掘削後の平均勾配70度)
	(3) 風化岩石	ア 採掘につい	(ア) 風化の著	40度 (掘削後の平均勾配35度)
		て森林開発許	しい岩石	
		可が必要であ		
		るとき。	(イ) (ア)以外	35度 (掘削後の平均勾配35度)
		イ ア以外のとき	<u> </u>	45度 (掘削後の平均勾配35度)
	(4) 工業原料月	月原石 (工業の原料	4の用に供される	採掘をする岩石の質、採掘条件等
	原石をいう。以	从下同じ。)		に応じ、(1)から(3)までに準じて
				知事が定める角度
3 坑内採掘に。	よらなければ採取が		採掘をする岩石の質、採掘方法等	
				に応じて、知事が別に定める角度

- 12 条例別表の6の項の基準の欄の(1)の才の規則で定める措置は、金網、土堤、石垣、コンクリートよう壁その他の知事が適当と認める施設の設置とする。
- 13 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のキの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

岩石の	種 類 等	高 低 差
1 露天採掘で採取が可能	(1) 砕石用原石	100メートル
な岩石	(2) 石材用原石	
	(3) 風化岩石	50メートル
	(4) 工業原料用原石	採掘をする岩石の質、採掘条件等に応じ、
		(1)から(3)までの区分に応じた高低差に準じ
		て知事が定める高低差
2 坑内採掘によらなけれ	ば採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、
		知事が別に定める高低差

- 14 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のキの規則で定める幅は、10メートルとする。
- 15 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のクの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

岩石の	種 類	等	高	低	差
1 露天採掘で採取が可能	(1) 砕石	用原石	20メートル		
な岩石	(2) 石材	用原石			
	(3) 風化	岩石	5メートル		
	(4) 工業	原料用原石	採掘をする岩石	の質、採	屈条件等に応じ、
			(1)から(3)まで	の区分に応	じた高低差に準じ
			て知事が定める高	低差	
2 坑内採掘によらなければ	ば採取が困難	な岩石	採掘をする岩石	の質、採掘	方法等に応じて、
			知事が別に定める	高低差	

16 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のケの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

	岩	石	の	種	類	等	高	低	差

1 露天採掘で採取が可能	(1) 砕石用原石	15メートル
な岩石	(2) 石材用原石	20メートル(1回の切断に係る高低差は、5
		メートル以下)
	(3) 風化岩石	5メートル
	(4) 工業原料用原石	採掘をする岩石の質、採掘条件等に応じ、
		(1)から(3)までの区分に応じた高低差に準じ
		て知事が定める高低差
2 坑内採掘によらなければ	 ば採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、
		知事が別に定める高低差

- 17 条例別表の6の項の基準の欄の(2)に掲げる事項は、岩石運搬計画(様式第7号)に記載するものとする。
- 18 条例別表の6の項の基準の欄の(3)に掲げる事項は、汚濁水等処理計画(様式第8号)に記載するものとす る。
- 19 条例別表の6の項の基準の欄の(3)のイの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 地滑り等により崩壊する危険がない場所に設置されていること。
  - (2) 通常想定される雨量に十分に対応できる処理能力があること。
  - (3) 河川等公共用水域に接続する排水路は、再汚濁を防止し、通水能力を維持できるコンクリート造りその 他の堅固な構造とすること。
  - (4) 沈殿池は、処理能力を維持し得るコンクリート造りその他の堅固な構造とすること。
  - (5) 沈殿池は、必要に応じ泥水に浮遊する泥等の沈降を促進する薬剤の投入その他の沈降を促進するための 措置を講ずることができるものとすること。
  - (6) 沈殿池は、1系統がしゅんせつ等で使用不能のときにも汚濁した水の処理を続けられるよう、原則とし て2系統設置すること。
  - (7) 沈殿池及び沈砂池については、これらが有効に機能するよう、必要な水深を維持するためのしゅんせつ その他の必要な措置をとること。
  - (8) しゅんせつした土砂については、十分脱水した後堆積場に堆積することその他の適切な措置を講ずるこ
  - (9) 採石の工程ごとに前各号に掲げる措置等を講ずる必要があるときは、それぞれの工程に応じて当該措置 を講ずること。
- 20 条例別表の6の項の基準の欄の(4)に掲げる事項は、採取跡地整理計画 (様式第9号) に記載するものとす
- 21 条例別表の6の項の基準の欄の(4)のイの規則で定める措置は、のり面の整形、のり面の緑化、小段の設置、 金網の設置、土堤の設置、石垣の構築、コンクリートよう壁の設置その他の知事が適当と認める保護工事を行 う措置とする。
- 22 条例別表の7の項の基準の欄のアからキまでに掲げる事項は、廃土等堆積計画 (様式第10号) に記載するも のとする。
- 23 条例別表の7の項の基準の欄のアの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 近くに人家、構築物等が存在しないこと。
  - (2) 土砂の流入が少ないこと。
  - (3) 山崩れ、地滑り等のおそれがないこと。
  - (4) 集水量の大きい地形でないこと。
  - (5) 湧水量が少ない基礎地盤であること。
  - (6) 河川の付近でないこと。
  - (7) その他堆積を行う用地として不適切な場所でないこと。

- 24 条例別表の7の項の基準の欄の才の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 安定計算を行い、その安全性を確認すること。
- (2) 水平層状堆積法で堆積すること。
- (3) 堆積後は、芝張り、石張り、植裁等を行い、堆積した廃土又は廃石を安定させる措置をとること。 (委任)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

# 別表 (第4条関係)

項目	事項
1 採石場の区域	(1) 条例別表の基準の範囲内における当該採石場の区域の縮小
	(2) 所有権その他当該採石場の区域内の土地に関する権利の変動
	(3) 当該採石場の区域内の土地の地目の変更
	(4) 当該採石場の区域内の土地に係る分筆又は合筆
2 採取をする岩石の種類及び数	(1) 採取をする岩石の数量の減少
量並びに採取の期間	(2) 採取の期間の短縮
3 採取をする岩石の用途	製品別内訳の変更
4 採石の方法及び採取のための	採取の期間内での工程の変更
設備その他の施設に関する事項	
5 採石に伴う災害の防止のため	(1) 条例別表の基準の範囲内における掘削区域の縮小
の方法及び施設に関する事項	(2) 条例別表の基準の範囲内における掘削勾配の緩和 (採取をする岩
	石の数量が減少する場合に限る。)
	(3) 条例別表の基準の範囲内における掘削用機械の数の増減、破砕若
	しくは選別のための施設、運搬用機械若しくは洗浄のための施設の位
	置の変更又はそれらの機械若しくは施設の規模若しくは能力の変更
	(4) 条例別表の基準の範囲内における汚濁水処理施設、沈砂池、沈殿
	池その他の施設の能力の向上
	(5) 条例別表の基準の範囲内、かつ、採石場の区域内における製品の
	堆積場所の変更
	(6) 採石場の区域内における掘削のための作業の用に供する道路の位
	置の変更
	(7) 法第32条の2第1項第2号の業務管理者の変更

様式第1号 (第3条関係)

収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

整理番号	
審査結果	
受理年月日	年 月 日
認 可 番 号	

年 月 日

採石計画認可申請書

職 氏名 様

郵便番号 住所

申請者 氏名

Ħ

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 登録年月日及び登録番号 電話番号

採石法第33条の規定により、次のとおり採石計画の認可を申請します。

1 採石場の区域	所	在	地						
	採石	場の	面積					m²	
	掘 削 [	区域の	面積					m²	
	最 終	高	低差					m	
	境 界 (	の明示	方法						
	区域を	明示す	る図面	等 .	別添のと	おり			
2 採取をする岩石の種類及	1壬 米五			·		粉具		, m³	
び数量	種類					数量	(	トン) '''	
3 採取の期間		年	月日	から	年	月	日まで		
4 採石業務従事者数				人 (う	ち業務管	管理者の	<b>資格を有する</b>	6者 人)	
5 岩石の賦存の状況	賦存の丬	犬況							
	確認方法	去							
6 採取岩石の用途									
7 採石の方法及び採取のた	採石施工	C計画		別添	あとおり	)			
めの設備その他の施設に関	掘削勾	尼を確保	するため						
する事項	の設備								
8 採石に伴う災害の防止の	掘削作業	業計画		別添	あとおり	)			
ための方法及び施設に関す	岩石運掘	般計画		別添のとおり					
る事項	汚濁水等	等処理計	一画	別添のとおり					
	採取跡均	也整備計	一画	別添	あとおり	)			
9 廃土又は廃石の堆積の方法	廃土等地	推積計画	Ī	別添	ふのとおり	)			

注

- 1 印の欄は、記載しないこと。
- 2 「区域明示のための図面等」には、採石場の区域及び掘削区域、採石場内の破砕及び選別、洗浄、騒音等 防止のための施設、火薬の保管場所、残土堆積場、製品の堆積場、沈砂池、沈殿池、汚泥の処理施設、排水 路等の各施設、作業用道路、公道までの搬出経路等を示すこと。
- 「採石施工計画」は、工程 (表土等除去、掘削、破砕及び選別、跡地整理) ごとに作成するものとし、使 用する機械、設備その他の施設の種類及び能力、採取期間等を記載すること。
- 4 「掘削作業計画」は、掘削時の土砂崩れの防止の方法、掘削勾配、小段の設置、破砕及び選別のための施 設の設置場所等を記載すること。
- 5 「岩石運搬計画」は、採石場の区域外に岩石を運搬するに当たって講ずべき、粉じん、騒音、振動等によ る災害防止の措置を記載すること。
- 6 「汚濁水等処理計画」は、採石により発生した汚濁水の処理方法、処理施設の措置等を記載すること。
- 7 「採取跡地整備計画」は、採取跡地の整備の方法、緑化等の施工方法、残壁の崩壊防止の措置等を記載す
- 8 「廃土等堆積計画」は、除去をした表土、廃土、廃石等の堆積の方法、堆積場の設置場所等を記載するこ

添付書類 知事が必要と認める書類

様式第2号 (第4条関係)

収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

整理番号			
審査結果			
受理年月日	年	月	日
認 可 番 号			

年 月 日

認可計画変更認可申請書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 登録年月日及び登録番号

電話番号

採石法第33条の5第1項の規定により、次のとおり認可計画の変更の認可を申請します。

変更に係る	認可	計画(	の認う	可番号						
認可計画を	変更す	る採石	場の	所在地	ļ					
変更に係	る認	可計	画の	項目						
変更の内容	変更後				·					
	変更前									
変更の理由										
その他										

# 注

- 1 印の欄は、記載しないこと。
- 2 変更が認可計画の複数の項目に該当する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 3 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。
- 4 「その他」欄は、変更に伴う必要な採石法以外の法令の手続等について具体的に記載すること。

- 1 認可計画の変更の内容がわかる資料
- 2 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等の変更があった場合は、当該変更後の図面、 計画等

様式第3号 (第4条関係)

整理番号			
受理年月日	年	月	日

年 月 日

認可計画軽微変更届

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 登録年月日及び登録番号

電話番号

採石法第33条の5第2項の規定により、次のとおり認可計画の変更を届け出ます。

変更に係る	3 認可	計画の認可番号	
認可計画を	変更す	る採石場の所在地	
変更に係	る認	可計画の項目	
変更の内容	変更後		
	変更前		
変更の理由			
その他			

### 注

- 1 印の欄は、記載しないこと。
- 2 変更が認可計画の複数の項目に該当する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 3 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。
- 4 「その他」欄は、変更に伴う必要な採石法以外の他法令の手続等について具体的に記載すること。

- 1 認可計画の変更の内容がわかる資料
- 2 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等の変更があった場合は、当該変更後の図面、 計画等

様式第4号 (第6条関係)

業務状況報告書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名

(FI)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

鳥取県採石条例第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

項 目		内			容		
1 採石場の所在地等	所在地					(面積	m²)
	採取地の地目						
	採石権の設定		有				
			〔設定期間:	始期	年	月	日から
				終期	年	月	日まで
			無				
2 認可期間		年月	日から	年	月	E	まで
3 採石に係る岩石の種類	岩種	、数量	۲)	/ (		n	i)
及び計画数量	岩種	、数量	<b> </b>	/ (		n	å)
	岩種	、数量	<u>ا</u>	/ (		n	<sup>3</sup> )
4 採石の実施状況		宇	施状況		完了	、完了 <sup>·</sup>	予定日
4 1本日の天地が加		*	ルピコヘルし		又は	実施予	定日
							完了
	表土除去	完了・実施中	中・未着手		年	月	日 完了予定
							実施予定
							完了
	掘削	完了・実施中	中・未着手		年 .	月	日 完了予定
							実施予定
							完了
	破砕及び選別	完了・実施中	中・未着手		年 .	月	日 完了予定
							実施予定
							完了
	跡地整理	完了・実施中	中・未着手		年 .	月	日 完了予定
							実施予定
5 採石業務従事者数		人	(うち業務管理者	るの資格	を有する	6者	人)
6 産出品目及び採取実績	品目						合 計

10	1 15% TO 1 5 7 3 0 0 H		7119	-IX	- 1k		'	( ) / / / / )
		1 年間		$m^3$		$m^3$	m³	m³
		実 績		トン	ŀ	-ン	トン	トン
		認可期		m³		m³	m³	m³
		間累計		トン	ŀ	-ン	トン	トン
7	残った廃土の処分量	報告年	分		m³ 認	可期間	累計	m³
8	跡地の整備の実施状況	整備工法	のり	面の整形・	・のり面の緑	化・小	ト段の設置・金絲	関の設置・土堤の設
			置・る	5垣の構築	燥・コンクリ	ート』	よう壁の設置	
		施工状況						
_		集水路	3	扫	水路		沈砂池	沈殿池
9	排水路等の設置状況	設置・未	設置	設置	・未設置	設	置・未設置	設置・未設置
10	災害の発生の有無、災							
F	<b>『</b> の内容及びそれに対し							
7	で講じた措置							
11	採石に当たって障害と							
/,	よった事項							

注 「採石の実施状況」欄は、報告する月の前年末現在の状況を記載すること。

- 1 掘削状況等を示す図面 (平面図、横断面図、縦断面図等)
- 2 岩石採取施工計画 (様式第5号) のその2に施工実績を赤色で記載したもの
- 3 災害の発生の有無、災害の内容及びこれに対して講じた措置並びに採石に当たって障害となった事項に関し、知事が必要と認める資料

平成	16年	3月3	30日 火曜	望日	鳥	取	県	公	報			(号:	外)第	41号	17
401	賦	町													
","	- And	卅				/	$/ \mid$								
	鄰	1													
	君	田田			/										
		卅													
	別跡	日	/	/	/										
	選	卅					/								
	ざ						<b>'</b>								
圃	双	~ 回													
<del> </del>	拉	卅				/									
	晚														
Н	霊	町	E" <b>3</b> "	英 致	E	E E	E								
I.D.		卅													
趕		1			以	识记	凹								
伍		町													
		卅													
胜	出	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		<u> </u>											
	114		E" B'	超 倒	Ε	EE	E								
	쌄	卅				识记									
	耞	~ 目			12	;A ;A	;4								
	Н														
<b>吴関係</b> )	长	卅		_											
(第8条関係)	맽	瞬	(事の)	(元) (元)	保全			30第		始 答	能力	台数	名	能力	品数
樣式第5号			掘削する土地の 面積及び数量	掘削 <sup>亏</sup> 配 (平均掘削 <sup>53</sup> 配)	確保すべき保全			設備その他の施設		使用する機構				. :	
族 江	Н	Н	開屆	職 け	確	品配		京	<u>{</u>	● 報	K K				

古石の種類等       無天採掘 (砕石用原石 ・ 石材用原	心理、管理、防止等       石材用原石・工業原料用原用       用途       用途       市       市       市       ボル・その他(       m       ボル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の 方 法 1石 ・ 風化岩石) ・ 坑内採掘 断 面 図 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
計種	石材用原石 ・ 工業原料用原名       用途       用途       市       市     日まで、申請中       示板 ・ その他(       m     河川:       m     第名:       (     辺)・家屋等(       に利用:	<ul> <li>・ 風化岩石) ・ 坑内採掘</li> <li>所 面 図</li> <li>年 日 口間許可目 (入本) ・</li> </ul>
岩種     数量       岩種     数量       岩種     数量       地形・地質     本向他(       上向・傾斜     本切り ・ その他(       必要(許可済 年 月 日から     一個股を域表       一種・・ 境界表示板 ・ 危険区域表     会の他(       要否の別     必要・ 不要(範囲       利用状況     道路、河川、鉄道等公共施設       保全距離     辺)・ その他(       保全距離     辺     m ・       露天採掘( 階段採掘 ・ 階段採掘 ・ 階段採掘(       構置等     無間勾配     表土等除去       超間勾配     芸石の種類等:	開途   用途   用途   用途   日   日   日   日   日   日   日   日   日	図 回言 日 日 計
岩種     数量       岩種     数量       地形・地質     A	開途   用途   用途   用途	図 回 日韓記言がみ、・
岩種     満掘     溝切り     その他(       地形・地質     上向・傾斜     黒切り     全の他(       が要(許可済     年月     日から       一十     境界表示板     ・ 危険区域表       鉄道:     m     道路:       要否の別     必要(・不要(範囲       利用状況     道路、河川、鉄道等公共施設       保全距離     辺)     不の他(       保全距離     辺)     不の他(       保全距離     辺     不要(範囲       協門公司     表土等除去     度       岩質等     無別公司     素土等除去       超別公司     表土等除去     度       岩質等     芸石の種類等:	存量       年月日まで、申請中示板・その他(       m 河川: m       m 集落: m       ( 辺)・家屋等(       に利用:	面 図 画 日 音 計 日 日 計 1 ・ ( 1 ・ ) ・ ) ・ ・ ) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
地形・地質       無力り ・その他(         走向・傾斜       第切り ・その他(         必要(許可済 年 月 日から       (年) 100         一株       ・ 境界表示板 ・ 危険区域表         学校:       m         製造:       m         製造:       m         製用状況       道路、河川、鉄道等公共施設         保全距離       辺)・ その他(         保全距離       辺)・ その他(         保全距離       辺)・ その他(         保全距離       辺)・ その他(         協問勾配       表土等除去         構置等       掘削勾配         書石の種類等:       第五等除去         場間勾配       芸石の種類等:	存量       年月日まで、申請中示板・その他(       m 河川: m       m 集落: m       ( 辺)・家屋等(       に利用:	図回
地形・地質     無向・傾斜     間       方法     試掘 ・ 溝切り ・ その他(       必要(許可済 年 月 日から       柵・ 境界表示板 ・ 危険区域表       鉄道:     m 道路:       学校:     m 病院:       要否の別 必要 ・ 不要(範囲和状況 遺路、河川、鉄道等公共施設       利用状況 遺路、河川、鉄道等公共施設       保全距離 辺 m ・       露天採掘 (階段採掘 ・ 階段採掘 ・ 階段採掘 (開路採掘 ・ 階段採掘 (開路       措置等 掘削勾配	存量         年月日まで、申請中         示板・その他(         m 河川: m         m 集落: m         ( 辺)・家屋等(         に利用:	図 園 国 日韓四目 (7分)
た法       試超 ・ 溝切り ・ その他 (         必要 (許可済 年 月 日から	存量       年月日まで、申請中示       示板・その他(       m 実落: m       m 集落: m       ( 辺)・家屋等(       に利用:	国 国 日福祥可目、入人人人
方法       試掘       ・ 薄切り       ・ その他(         必要(許可済       年 月 日から         無道:       m       道路:         学校:       m       道路:         要否の別       必要・不要(範囲         利用状況       道路、河川、鉄道等公共施設         保全距離       辺)・その他(         保全距離       辺)・その他(         保全距離       辺       m・         農天採掘( 階段採掘 ・ 階段採掘 ・ 階段採掘 (       階段採掘 (         精置等       無削勾配       表土等除去       度         岩石の種類等:       芸石の種類等:	年 月 日まで、申請中       示板 ・ その他 (       m 河川:     m       m 集落:     m       ( 辺) ・家屋等 (       に利用:	・ (特別目以外)・
必要(許可済 年 月 日から         棚・ 境界表示板 ・ 危険区域表         鉄道: m	年 月 日まで、申請中       示板・その他(       m     河川:     m       m     集落:     m       (     辺)・家屋等(       に利用:	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
鉄道:       m       道路:         学校:       m       道路:         要否の別       必要・不要(範囲利用状況       利用状況         和用状況       道路、河川、鉄道等公共施設(         保全距離       辺)・その他(         保全距離       辺 m・         露天採掘( 階段採掘 ・ 階段採掘(         指置等       無削勾配         岩石の種類等:       農石の種類等:	示板 ・ その他 ( m 河川: m m 集落: m ; 理 ( 辺) ・ 家屋等 ( に利用:	
鉄道:       m       道路:         学校:       m       病院:         要否の別       必要・不要(範囲利用状況       近路、河川、鉄道等公共施設         保全距離       辺       m・その他(         露天採掘( 階段採掘・ 階段採掘( 階段採掘 ・ 階段採掘( 階段採掘 ・ 階段採掘( 開りる配 また等除去 度)       表土等除去       度         措置等       掘削勾配       表土等除去       度         岩石の種類等:       岩石の種類等:	m 河川: m (	
学校:       m       病院:         要否の別       必要・不要(範囲利用、鉄道等公共施設(加工、鉄道等公共施設)         保全距離       辺)・その他(電子経過)・20m・         露天採掘(階段採掘・暗段採掘(開助局)・       地間勾配         措置等       規削勾配         岩石の種類等:       岩石の種類等:	m 集落: m ; 理 ; 证 (辺) · 家屋等 ( に 辺)	公園: m 墓地: m
要否の別       必要・不要(範囲利用状況         利用状況       道路、河川、鉄道等公共施設         保全距離       辺 m・         露天採掘( 階段採掘・ 階段採掘( 階段採掘 ・ 階段採掘( 階段採掘 ・ 階段採掘( 階段採掘 ・ 階段採掘( 階)         措置等       掘削勾配 表土等除去 度         岩石の種類等:       岩石の種類等:		その他( ): m
利用状況       道路、河川、鉄道等公共施設         ( 辺)・その他(         保全距離       辺 m・         露天採掘( 階段採掘・ 階段採掘(         掘削勾配       表土等除去       度         岩石の種類等:       岩石の種類等:	(で) (辺) ・ (三利用)	( H
保全距離     辺 m ・       露天採掘( 階段採掘 ・ 階段採掘( 証制勾配 表土等除去 度 岩石の種類等:	<u> </u>	辺)・ 森林開発許可が必要な区域
保全距離     辺 m ・       露天採掘( 階段採掘・ 階段採掘( 掘削勾配 表土等除去 度 岩石の種類等:		(立)
露天採掘( 階段採掘・ 階段採掘( 記)	· m ፫፫ ·	m ci . m ci
短削勾配 表土等除去 度 岩石の種類等:	(オープンシュート式)) ・	坑内採掘   採掘手段   手堀 · 機械堀
••	度 (表土等に含まれるもの: 土砂	・ 木・ 草 ・その他 ( ))
	超制時	(掘削後の
岩田の種類等:	超順避	度(掘削後の平均勾配 度) 度)
気配の確認   丁張り ・ その他 (	190年(	
その他の措置		
落石等防止の措置・コンクリートよ・	コンクリート	
そのも (		

連式       )・無       設置場所       別添のとおり         分から       時       分まで(平日)         分から       時       分まで(休日)         1、機器の使用・遮蔽物の設置・その他( )       )         1た機器の使用・遮蔽物の設置・その他( )       )         1た機器の使用・遮蔽物の設置・その他( )       )         1を機の設置・その他( )       )         1を機合の設置・その他( )       )         1を機分       分から 時 分まで(平日)         時 分から 時 分まで(木目)         日、1日につき平均 時間         日、1日につき平均 時間	乾式       ・ 湿式       )・ 無 設置場所 別添のとお         1       ・ 湿式       )・ 無 設置場所 別添のとお         1       ・ 株 会立 (本日)         1       ・ ま 会 の (本)         1       ・ ま 会 (本)         1       ・ ま 会 の (本)         1	防 止等の方法         り・無 設置場所 別添のとお り・無 設置場所 別添のとお 時 分まで (本日)         ・ 遊蔵物の設置・その他 (・ 防振装置の設置・その他 ( 電話 をの他 ( 事話 の表で (本日))         から 時 分まで (本日)         から 時 分まで (本日)         から 時 分まで (本日)         から 時 分まで (本日)         うき平均 時間	<del></del>	成1	6年	3 F	]30	日	火	曜日			鳥	取	<u> </u>	₹	公	報	(号夕	卜)第41号
1					別添のとお				j (	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				un.		(田本)	(休日)			
1										•										
1			栅				分まで	分まで	赦物の設置	振装置の設	Eを表現の記録を表現である。		_			金	盐			
温式       温式       分から       分から       分から       分から       1た機器の使       1た機器の使       1時       時       日、1日       日以外の日を	の	の	冠				蛇	蛇	•	•		積の状	<ul><li>その他</li></ul>			分から	分から	他		E115.
	1	1	細	照			分から	分から	1た機器の使	1た機器の使	1た機器の使		う壁の設置	斤在地	<b>車絡先</b>	金	盐	_		木日以外の日名

業務管理者の管理監督

製品の堆積

破砕及び選別のための施設

注 この計画において、「休日」とに 添付書類

業務管理者試験の合格証の写
 知事が必要と認める書類

22	平成16年3月30日	火曜日	鳥取県	公報	(号外)第41号
	ᄴ				

Bandard	様式第7号(第8条関係)	岩 石 運 搬 計 画		
等				
6等         連携に用いる車両等         トラック ( トン・台)、その他 ( 白)           1日当たり車両等台数 (平均)         トラック ( トン・台)、その他 ( 白)           撤出た         運搬に用いる車両等         トラック ( トン・台)、その他 ( 白)           1日当たり車両等台数 (平均)         トラック ( トン・台)、その他 ( 白)           原土石堆積調等への搬入経路         月日当たり車両等台数 (平均)           商業しの業者         ・ その他 ( 場内遺路	搬出主体	・ 請負又は委託して搬出 (請負又は委託先	· 購入者	
1日当たり車両等台数 (平均) トラック ( トン・台) その他 ( 白)   日当文(県道までの機出経路   日当ないは県道までの機出経路   日当たり車両等台数 (平均) トラック ( トン・台) その他 ( 台)   日当たり車両等台数 (平均) トラック ( トン・台) その他 ( 台)   日当たり車両等台数 (平均)   日当たり車両等台数 (平均)   日当たり車両等台数 (平均)   日当たり車両等台数 (平均)   日当たり車(本)   日間を持つい権(本)   日間を持ついてものの協定へのの加速   日間を与りに対策のための協定への加速   日間を与りに対策のよりに対策のための協定への加速   日間を与りに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに対策のよりに	日の運搬方法等	両等 トラック (トン・台、トン・台)、		
		(平均) トラック ( 台)、その他 (		
##出た		国道又は県道までの搬出経路		
の運搬方法等         運搬に用いる車両等         トラック ( トン・台、トン・台)、その他 ( 白)           1日当たり車両等合数 (平均)         トラック ( 白)、その他 ( 白)           席土石堆積退等への搬入経路         規格・出力         能 力 白 数 備           度しの装着         ・ その他 ( 原石等積込場		搬出先		
1日当たり車両等台数 (平均) トラック ( 台)、その他 ( 台)   展土石堆積場等への増入経路   規格・出力 能 分から 時 分まで (平日)   日当たりの装着 ・ 左の他 ( 原石等権込場	5及び廃土石の運搬方法等	<b>刊いる車両等 トラック (トン・ 台、 トン・ 台)、</b>		
(株)		(平均) トラック ( 台)、その他 (		1
1		廃土石堆積場等への搬入経路		1
時 分から 時 分まで (平日)     日本	2用機械	規格・出力能力を数		
持二				
時人等額       分まで(休日)         履行等積込場       散水 ・ 壁の設置 ・ その他 ( 場内道路       一 をの他 ( 清掃 ・ をの他 (         機出用道路等       舗装 ・ 散水 ・ 清掃 ・ その他 (         が車場の設置等       洗車場: 有 総 m x 高さ m) ・ 無 (理由	※作業の時間	<b>分から</b> 時 分まで (平		i .
福長・の教育       ・ その他(         場内道路       舗装・ 散水・ 清掃・ その他(         搬出用道路等       舗装・ 散水・ 清掃・ その他(         近隣の公道       舗装・ 散水・ 清掃・ その他(         公道等汚損時の指置       洗車場: 有(縦 m×横 m×高さ m)・ 無(理由         公道等汚損時の措置       散水・ 清掃・ 補修・ その他(         公道等汚損時の指置       散水・ 清掃・ 補修・ その他(         不正改造車への積込み       出入口付近への検量器の設置・ その他(         不正改造車への数育       研修の実施・ 請負業者への研修依頼・ その他(         交通事故防止を目的とする団体の設立       団体名         交通事故防止対策のための協議会への加入       協議会名         交通事故防止対策のための協議会への加別       協議会名         交通事故防止対策のための協議会への加別       協定への加盟         交通事故防止対策のための協議への加盟       協定名		<b>分から</b> 時 分まで (体		
原石等積込場       散水 ・ 壁の設置 ・ その他(         場内道路       舗装 ・ 散水 ・ 清掃 ・ その他(         搬出用道路等       舗装 ・ 散水 ・ 清掃 ・ その他(         流車場の設置等       洗車場:有(縦 m×横 m×高さ m) ・ 無 (理由         水道等汚損時の指置       散水 ・ 清掃 ・ その他(         公道等汚損時の指置       散水 ・ 清掃 ・ 補修 ・ その他(         水道等汚損時の指置       散水 ・ 清掃 ・ 補修 ・ その他(         水正改造車への積込み       出入口付近への検量器の設置 ・ その他(         不正改造車への教育       研修の実施 ・ 請負業者への研修依頼 ・ その他(         交通事故防止と目的とする団体の設立       団体名       : 設置年月日 年 月         交通事故防止対策のための協議会への加入       協議会名       : 加入年月日 年          交通事故防止対策のための協議会への加別       協議会名       : 加入年月日 年          交通事故防止対策のための協議への加別       協定名       : 加入年月日 年	※中の措置	•		1 -
場内道路       舗装・・散水・・清掃・・その他(         が出用道路等       舗装・・散水・・清掃・・その他(         近隣の公道       洗車場: 有(縦 m×筒さ m)・無 m×高さ m)・無 (理由         公道等汚損時の措置       水車場: 有(縦 m×筒さ m)・無 (理由         公道等汚損時の指置       地水 ・清掃・・補修・・その他(         不正改造車への積込み       出入口付近への検量器の設置・・その他(         不正改造車への有込み       研修の実施・・請負業者への研修依頼・・その他(         交通事故防止を目的とする団体の設立       団体名       ・スの他(         交通事故防止対策のための協議会への加入       協議会名       ・決置年月日 年       月         交通事故防止対策のための協定への加盟       協議会名       ・決型車子       ・加入年月日 年       年         交通事故防止対策のための協定への加盟       協定名       ・加入年月日       年	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	散水・壁の設置・		1
機出用道路等       舗装・・散水・・清掃・・その他(         近隣の公道       洗車場:有(縦 m×筒さ m)・無 (理由         洗車場の設置等       洗車場:有(縦 m×筒さ m)・無 (理由         公道等汚損時の措置       散水・・清掃・・種修・その他(         検量の方法       出入口付近への検量器の設置・・その他(         不正改造車への積込み       出入口付近への検量器の設置・・その他(         交通事故防止を目的とする団体の設立       団体名       ・ 高負業者への研修依頼・・ その他(         交通事故防止対策のための協議会への加入       協議会名       ・ 流損業者への研修な頼・・ 清り業者への研修な頼・・ 清り本者への研修な頼・・ 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	50.光生物止	舗装・散水・清掃・		1
措置       流車場の設置等       洗車場: 有(縦 m×横 m×高さ m) ・無 (理由         公道等汚損時の措置       放水・清掃・・補修・その他(         校量の方法       出入口付近への検量器の設置・その他(         不正改造車への積込み       出入口付近への検量器の設置・その他(         交通事故防止を目的とする団体の設立       団体名         交通事故防止対策のための協議会への加入       協議会名       : 設置年月日 年 月         交通事故防止対策のための協議会への加別       協議会名       : 加入年月日 年 月         交通事故防止対策のための協議会への加別       協議会名       : 加別年月日 年 月		舗装・散水・清掃・		
措置       洗車場の設置等       洗車場:有(縦 mx横 mx高さ m) ・ 無 (理由         ・ スプレー、シャワー等による車への散水 ・ その他 (       (         校量の方法       出入口付近への検量器の設置 ・ その他 (         不正改造車への積込み       出入口付近への検量器の設置 ・ その他 (         従業員等への教育       研修の実施 ・ 請負業者への研修依頼 ・ その他 (         交通事故防止を目的とする団体の設立。団体名       : 設置年月日 年 月         交通事故防止対策のための協議会への加入。協議会名       : 加入年月日 年 万         交通事故防止対策のための協議会への加入。協議会名       : 加別年月日 年 万         交通事故防止対策のための協議会への加入。協議会名       : 加別年月日 年 万		舗装・散水・清掃・		
公道等汚損時の措置       散水・清掃・補修・その他(         検量の方法       出入口付近への検量器の設置・その他(         不正改造車への積込み       研修の実施・請負業者への研修依頼・その他(         交通事故防止対策のための協議会への加入       協議会名       は議会名         交通事故防止対策のための協議会への加別       協議会名       ;加入年月日 年         交通事故防止対策のための協議会への加別       協議会名       ;加及年月日 年	<b>首等汚損防止措置</b>	洗車場:有(縦 m×横 m×高さ m)・ 無		1
公道等汚損時の措置       散水・清掃・・補修・その他(         検量の方法       出入口付近への検量器の設置・その他(         不正改造車への積込み       研修の実施・請負業者への研修依頼・その他(         交通事故防止を目的とする団体の設立       団体名         交通事故防止が第のための協議会への加入       協議会名         交通事故防止対策のための協議会への加入       協議会名         交通事故防止対策のための協議会への加別       協議会名         交通事故防止対策のための協定への加盟       協定名		シャワー等による車への散水・		
検量の方法       出入口付近への検量器の設置       ・その他(         不正改造車への積込み       従業員等への教育       研修の実施・請負業者への研修依頼・その他(         交通事故防止を目的とする団体の設立。団体名       :設置年月日       年月         交通事故防止対策のための協議会への加入。協議会名       :加入年月日       年         交通事故防止対策のための協議会への加入。協議会名       :加別年月日       年         交通事故防止対策のための協議会への加盟。協定名       :加盟年月日       年		昔置 散水 ・ 清掃 ・ 補修 ・		
従業員等への教育       研修の実施・請負業者への研修体頼・その他(         交通事故防止対策のための協議会への加入 協議会名       決設置年月日 年 月 年 月 交通事故防止対策のための協議会への加入 協議会名       は かん年月日 年 方 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	真載防止	出入口付近への検量器の設置・		1
従業員等への教育研修の実施・請負業者への研修依頼・その他(交通事故防止を目的とする団体の設立 交通事故防止対策のための協議会への加入 交通事故防止対策のための協議会への加盟 協議会名・ 持つ交通事故防止対策のための協定への加盟 協議会名・ 対加量年月日 協議会名・ 対加量年月日 ・		不正改造車への積込み		
交通事故防止対策のための協議会への加入 協議会名       は議会名       決置年月日       年       月         交通事故防止対策のための協定への加盟 協定名       第 加盟年月日       年       ・       ・		育 研修の実施・ 請負業者への研修依頼・		
協議会名     ; 加入年月日     年       協定名     ; 加盟年月日     年	<b></b> 事故防止等	目的とする団体の設立 団体名 はとする団体の設立 団体名 はいまま はいまま はいまい はいき はいき はいき はい	町	
協定名;加盟年月日 年		協議会名 ;加入年月日		1 1
		協定名;加盟年月日		1

注 この計画において、「休日」とは鳥取県の休日を定める条例に規定する休日をいい、「平日」とは休日以外の日をいう。 添付書類 知事が必要と認める書類

平月	式16	年3	3月	30 E	1	火曜	田			<u></u>	取	県	. 4	1	報						( =	<u> </u>	)第4′	1号	2
401													構造	掘込み・土堤	掘込み・土堤	掘込み・土堤	掘込み・土堤	構造	掘込み・土堤	掘込み・土堤	掘込み・土堤	掘込み・土堤		kg/m³	" (手)
				構造									対象流入量	m³ /#y	m / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	m //	m³ //	対象流入量	m³ /#y	m³ /#	m³ //	m //		投入量	
	彸	m³	Ľ			^	~	~	~	~	^	^	処理能力	m /N	m <sup>°</sup> A	m, A	m, 189	処理能力	m /N	m』 利	m』 利	m <sup>°</sup> A		薬品名	中 以, 块
阃	ح	шm <sup>,</sup>	шт/	流下能力	m』 入	m,	m,	m, A	m,	m,	m,	m,	加	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	ΪI	加	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	ın.		kg/㎡、薬	
<u> </u>	6	集水面積	集水面積	炭	多	ŝ	\$	剩	逐	\$	ŝ	龟	貯水量	ū	П		П	貯水量	ū	П	П	П			
<b>H</b>	辦	(10年確率)	(30年確率)	流出量	m /4	㎡ /秒	mª	m³ /Ā	m³ /4	m』 /秒	㎡ /秒	m³ /¥	面積	æ"	m <sup>2</sup>	"E	æ.	面積	æ"	m <sup>2</sup>	æ"	"E		投入量	
灵	措置			1種	"E	Ľ	Ľ	Ľ	Ľ	"E	"E	'n		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			
肿		mm/時間	mm/時間	集水面積									-	) E	) E	) E	) E		) E	) E	) E	) E		瀬品名	计分块计
<b>≒</b>		<b>温</b>	豐		CM	m)	cm	m)	E)	cm	m	æ	規 格	×	× E	× E	×	規 格	×	× E	× E	× E	小経路	品	ニュース・エー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー
Ţ		想定降雨	引想定降雨量	規 格	×	×	×	×	×	×	×	×		×	× E	× E	× E		×	× E	× E	× E	貯留施設への流水経路	污濁水処理用薬品	小 到 人 色 站 站 古 话 玩 7 % 旱
7		採石場内	放流先水路			mlD			~	N.				式	令	尹			光	醫	規			汚濁水	か立た人
		批	护	<b></b>		型	图	世	<u></u>	恕	•					뛴	照	<u></u>	₩.	! #	\' }	担 5	蓝		
		汚濁水発生見込量		採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置																					

栅

鵬

罪

その街

環流方式

処理方法

採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置

その他

環流方式

処理方法

汚濁水処理施設

汚濁水処理装置

その他

環流方式

処理方法 処理能力

処理能力

その他

環流方式

処理方法

処理能力

処理能力

流出防止措置等により汚濁水の流出を防ぐことができないと計画時に想定されるときは、それぞれの形状に対応し 注 この計画は、採石の進行により採石場の形状が変わり、従前の流水経路、 たものを作成すること。 添付書類

愈

開発後

愈

凯

たい (堆積期間

天日乾燥

乾燥の方法 放流先流量

汚泥の処理方法

たい 堆積場所

tell 堆積後の処理方法

 $\square$ 

皿

件

同意見込み

同意済

放流への同意

浜

敌

(理由

·同意不要

·一級河川(県管理)

一級河川 (国管理)

処理後の放流先

処理方法

処理能力

椞

猫

その他の施設

流出止め水路

\* 汚泥の堆積場所を明らかにする資料 知事が必要と認める書類

3 2

樣式第9号 (第8条関係)	茶	函	型	翷	赿	<del>1</del> 1□	圃		
				施設。	罪	等 0 年	松		
保全区域の崩壊防止	上留め施設(R その他(	(石張工・ブロ	ブロック張工・こ	- 1. クンロ	ト張工・コン	コンクリートブロ	トブロックわくエ・モルタル吹付工	・ (工) 場・工1	_
残壁の崩壊等を防ぐ措置	のり面の整形 ・ の コンクリートよう壁の	<ul><li>・ のり面</li><li>こう壁の設置</li></ul>	の い い い い い い い い い い い い い い い い い い い	小段の設置 也(	•	金網の設置・	土堤の設置 ・ 石垣の構築	· ·	
売り後残壁の勾配	掘削後の平均勾配	пì	庭						
掘削後の小段	■		m高低差	ЖН	m	,	· E	E	
進入防止措置	一	長示板 ・	危険区域表示板	•	その他 (				
跡地の埋立て	必要・ 不要	要 理由:							
	必要な場合の埋立措置の	Z措置の内容	••						
跡地の緑化	緑化の必要性	心要。	不要 (理由	#					
	緑化の目的	水土保全	: 导観保全	•	生態系保全	・ その他			
	緑化植物の種類	恒	・ 庶木	・対点・	つる草	・ その他			
	緑化植物の名称								
	緑化の時期		年 月7	から	年 月	まで			
	緑化の方法	種子吹付け	<b>(付け</b>	植栽	· その他	6年(			
跡地の防災措置の履行確保	保証機関	社団法人	鳥取県採石協会	第条 (	支部) .	その他 (			
	保証期間								
	保証内容								

26	平	成16年3月30日	火曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第41号	
26 20 <del>2</del>	施設・措置等の内容	成16年3月30日		 注 「跡地の緑化」欄は、他用途に利用するときは緑化の必要性の欄に不要と記載し、その理由を記載すること。				我	(号外)第41号	
		採取跡地の維持管理等採取跡地の整理において留意する事項		注・「跡地の緑化」欄は、他用途に利用するとき	添付書類 ぶけ書類 7.7保証内容を明らかにする資料	2 知事が必要と認める書類				

平成16年3月30日	火曜日	鳥	取り	果 :	公	報		(号ダ	小)第41号	27	

			))・不要	m	(	回/w	(		( (			(		別添のとおり	m 件間	m³ /⊟	(			量 kg/㎡								
		基底部の岩質	段切り・その他(	定量		積上げ高さ	・その他 (	立置			強度	・無(理由	・ その街 (	·無  設置場所 別添	;搬入量	);取水量		باد		. 種類	混合比		混合比		m:性状		m:性状	
囲	0 石 内	面積 m³	(草、竹木等の除去・段切り	<b>頁高さ m   堆積予定</b> 量	その他 (	( 甲酐		):設置位置	・石積み・その他(	> 1.0	m³) :		・販売 ( 用)				その他 (	m』):性状	) ; 性状	量 kg/m³、	混合する廃土等:	混合後の安定度:	混合する改良材:	混合後の安定度:	脱水ケーキの層の厚さ		排水するための層の厚さ	
等堆積計	措置等	世	m 地盤面の整地:要(	度:小段幅 m:総垂直高さ	· 処理士 · 表土 ·	その他 (	リート・石積み・その他(		土・重力式コンクリート・そ	>1.2 、 地震時	発生量 "/日 (総量	: 場所	・ 場内堆積 ・ 場外堆積	- 2世	・ベルトコンベア・その街	・ 地下水 ・ その他 (	置・ポンプアップ・	= %) ⊟/ <sup>™</sup>	(総量 m³	る物質(凝集剤)種類		<u></u>	_	<u></u>	ウドイッチ工法(排水性の良い廃土、廃間	石等と脱水ケーキを交互に層状に堆積する		
羅		引用	,定量	状のり面気配	性積する廃土等 脱水ケーキ	法が平層状雄積法・その他	三三	設 要・不要 (理由	も上堤 (石塊・	安定計算の結果 常時:	発生する廃土等の性状等 発	有無 有 (理由	1法 最終処分	洗浄施設の有無有(規模	岩石等の搬入方法 トラック	洗浄水の取水箇所 河川水	洗浄水の取水方法 導水路設置	汚泥の発生状況 発生量	⊞/∭	汚泥の粒子等の凝集のため加える物質	3措置 │ 排水の良い廃土又は廃石との混合		石灰等改良材との混合		サンドイッチ工法	石等と脱水ケーキ	工法)による堆積	その他の措置
(光)		設置場所	たが 堆積予定量	出	推積す	ない。は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	転落防	土留施設		安定計	発生す	仮置の有無	<u> </u>	<b>光净</b> 施	岩石等	洗净水	洗净办	汚泥の	洗浄施設等により生成される脱水ケーキ 生成量	(湿式の岩石破砕施設、粉砕施設等による   汚泥の	水洗に伴い副次的に生じる汚濁水に含まれ「安定化措置	る微粒の汚泥等を含む汚濁水を脱水したも	<ul><li>等への対応</li></ul>					
樣式第10号 (第8条関係)		作権場の設置									廃土等			洗浄のための施設					洗浄施設等により生	(湿式の岩石破砕施設	水洗に伴い副次的に多	る微粒の汚泥等を含む						

鳥取県砂利採取条例施行規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第20号

鳥取県砂利採取条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県砂利採取条例 (平成15年鳥取県条例第73号。以下「条例」という。) の施行に関し 必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(採取認可の申請書)

第3条 砂利採取法 (昭和43年法律第74号。以下「法」という。) 第18条第1項の申請書は、採取計画認可申請書(様式第1号)によるものとする。

(変更認可の申請)

第4条 法第20条第1項の規定による申請は、認可計画変更認可申請書 (様式第2号) を提出して行うものとする。

(埋戻し保証)

- 第5条 条例第6条第2号の規則で定める保証 (以下「埋戻し保証」という。) は、次に掲げる機関 (債務超過 になっていること、破産の宣告を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でないと知事が認める ものを除く。) が行うものとする。
  - (1) 中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) の規定に基づき鳥取県知事の認可を受けて設立された 同法第3条に規定する中小企業等協同組合で、当該組合に属する砂利採取業者のために必要な同法第9条の 2第1項各号に掲げる事業を行うもの
  - (2) 財団法人鳥取県建設技術センター
  - (3) その他前2号に掲げる機関と同等の能力を有すると知事が認める機関
- 2 埋戻し保証の内容は、砂利採取場の砂利の採取後の埋戻しとする。
- 3 認可申請には、埋戻し保証を行う機関と締結した保証の契約を証する書類の写しその他の当該保証を受けていることが確認できる書類を添付するものとする。

(業務報告等)

- 第6条 条例第10条第1項の規定に基づく報告(以下「業務報告」という。)は、砂利採取業者が採取認可を受けた日及び前回の業務報告をした日からそれぞれ3月を経過した日の属する月の末日現在の業務の状況について、その翌月の1日から10日までの日(10日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日(以下「平日」という。)とする。)に行わなければならない。
- 2 砂利採取場が農地であるときは、前項に定めるところによるほか、次に掲げる状況となった日現在の状況についての業務報告を、その日から10日を経過する日までに行わなければならない。
  - (1) 現に受けている採取認可に係る掘削を完了したとき。
  - (2) 地下水位線 (当該砂利採取場において湧出した地下水等の水面と当該砂利採取場の掘削に係るのり面が 交わる線をいう。以下同じ。) まで埋戻しを終了したとき。

- (3) 地下水位線の上部の条例別表の4の項の基準の欄の(3)のイの(イ)に規定する上層との境界線(以下「上層線」という。)までの埋戻しを終了し、その段階における当該埋戻しの表面において、当該砂利採取場における排水を確保するために透水性のある土砂で埋戻しをすべき溝(以下「透水溝」という。)の開削を終了したとき。
- (4) 埋戻しを完了したとき。
- 3 条例第10条第1項の規定に基づく報告は、業務状況報告書 (様式第3号) を提出して行うものとする。 (認可状況の公表)
- 第7条 条例第11条の規定に基づく公表は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、 県公報又は県の広報紙への登載その他の方法により行うものとする。

(採取認可の基準)

- 第8条 条例別表の1の項の基準の欄の(1)の規則で定める図面等は、5万分の1の縮尺の位置図、見取図、現 況の実測平面図、実測横断面図、実測縦断面図、丈量図及び不動産登記法(明治32年法律第24号)第17条に規 定する地図の写しとする。
- 2 条例別表の1の項の基準の欄の(3)の規則で定める方法は、境界杭又は境界標識の設置その他の知事が適当と認める方法とする。
- 3 知事は、次に掲げる場合において、採取の期間が1年以下では砂利採取及び跡地の埋戻しを適切に行うことができないと認めるときは、そのために必要な期間 (月単位とする。) を1年に加えた期間を採取の期間として採取認可をすることができる。
  - (1) 採取に係る面積が1ヘクタールを超えるとき。
  - (2) 地下水位が高いため、跡地の埋戻しに当たり地盤を強化する必要があり、これに期間を要するとき。
  - (3) 埋戻しを12月から翌年3月までの間に行わなければならないとき。
  - (4) 前3号に定めるもののほか、当該各号に掲げる事由と同等の事由があると認められるとき。
- 4 条例別表の3の項の基準の欄に掲げる事項は、砂利採取施工計画 (様式第4号) に記載するものとする。
- 5 条例別表の4の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、掘削作業計画(様式第5号)に記載するものとする。
- 6 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のアの規則で定める措置は、柵、境界の標識、危険区域を表示した板そ の他の知事が適当と認めるものの設置とする。
- 7 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のウの砂利の堆積の深さ等に応じて規則で定める深さは、次の表の砂利の堆積の深さ等の区分に応じ、それぞれ同表の深さの欄に定める深さとする。

			砂利の堆積の深さ等	深さ
1	農地に堆積する場合	(1)	砂利の堆積が10メートル以上であると確認されているとき。	15メートル
ı.	Redictale, 6-81	(2)	(1)以外のとき。	10メートル
2	農地以外に堆積する均	場合		15メートル

- 8 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のウの砂利の種類等に応じて規則で定める深さは、5メートルとする。 ただし、当該砂利採取場において地下水等が湧出するときは、その水面上0.5メートルの位置で幅2メートル 以上の小段を設けるものとする。
- 9 条例別表の4の項の基準の欄の(1)の工の規則で定める角度は、次の表の砂利の種類等の区分に応じ、角度の欄に定める角度とする。ただし、地下水等が湧出する場合において、その水面下となる部分については、砂利の種類等を問わず、27度とする。

	砂利(	の種類等	角度
1	砂		34度
2	堅くしまった砂利		45度

3	堅くしまっていない砂和		40度
4	堅くしまった土	(1) 高さ5メートルまでの掘削面	45度
		(2) 高さ5メートル以上の掘削面	34度
5	堅くしまっていない土	(1) 高さ5メートルまでの掘削面	34度
		(2) 高さ5メートル以上の掘削面	27度

10 条例別表の4の項の基準の欄の(1)の力の規則で定める距離は、次の表の隣接地の利用状況の区分に応じ、距離の欄に定める距離とする。

隣接地の利用状況	距離
1 道路法 (昭和27年法律第180号) 第2条第1号に	5メートルから10メートルまでの範囲内で防災上必
規定する道路、河川法 (昭和39年法律第167号) 第	要と認める距離
3条第1項に規定する河川、鉄道その他の公共施設	
が存するとき。	
2 1の道路以外の道及び1の河川以外の水路が存す	3メートル
るとき。	
3 宅地、墓地等で構築物が存するとき。	宅地、墓地等との境界から5メートル、かつ、構築
	物の先端から10メートル
4 1から3までに該当しないとき。	2メートル

- 11 条例別表の4の項の基準の欄の(2)に掲げる事項は、汚濁水等処理計画 (様式第6号) に記載するものとする。
- 12 条例別表の4の項の基準の欄の(3)に掲げる事項は、採取跡地埋戻計画 (様式第7号) に記載するものとする。
- 13 条例別表の4の項の基準の欄の(3)のイの(ア)の規則で定める措置は、次のいずれかの措置とする。
  - (1) 透水溝を掘削し、これを透水性のある土砂で埋め戻して、透水層を設置すること。
  - (2) 認可申請をした砂利採取業者が定めた埋戻し後の排水を確保する措置で、知事が適当と認めるもの
- 14 条例別表の4の項の基準の欄の(3)のイの(イ)の規則で定める土砂は、掘削前の表土、耕作に適した微細な土砂その他の知事が適切と認める土砂とする。
- 15 条例別表の5の項の基準の欄に掲げる事項は、砂利運搬計画 (様式第8号) に記載するものとする。 (委任)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

整理番号			
審査結果			
受理年月日	年	月	日
認 可 番 号			

年 月 日

採取計画認可申請書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名

Ħ

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 登録年月日及び登録番号 電話番号

砂利採取法第16条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 砂利採取場の区域	所	在	地					
	砂利採	取場の	の面積	į				m²
	掘削	区域の	面積	į				m²
	境 界 (	の明示	方法	<del>.</del>				
	区域を	明示す	る図	面等	別添のと	:おり		
2 採取をする砂利の種類及	種類					数量		m³
び数量	種類					数量		m³
3 採取の期間		年	月	日から	年 年	月	日まで	
4 砂利の採取の方法及び採	砂利採耳	双施工計	画	引添の。	とおり			
取のための設備その他の施	掘削勾配	己を確認	3す					
設に関する事項	るための	D設備						
5 砂利の採取に伴う災害の	掘削作	業計	画	引添の。	とおり			
防止のための方法及び施設	汚濁水等	<b>学処理</b> 計	画   別	引添の。	とおり			
に関する事項	採取跡均	也埋戻計	画	引添の。	とおり			
6 採取をした砂利の水切り	砂利運	搬計	画	引添の。	とおり			
の方法及び設備その他の施								
設に関する事項								

注

- 1 印の欄は、記載しないこと。
- 2 「区域明示のための図面等」には、砂利採取場の区域、砂利採取場内の選別、洗浄、騒音等防止のための施設、沈殿池、製品の堆積場等の各施設、作業道、公道までの搬出経路等を示すこと。
- 3 「砂利採取施工計画」は、工程 (表土除去、掘削、選別及び洗浄、埋戻し) ごとに作成するものとし、使用する機械、設備その他の施設の種類、能力及び掘削をする土地の面積、掘削勾配、深さ、確保すべき保全距離等を記載すること。
- 4 「掘削作業計画」は、除去した表土等の処理方法、採取した砂利の管理の方法、掘削時の土砂崩れ、飛砂等の防止の方法及び廃土石の処理方法等を記載すること。
- 5 「汚濁水等処理計画」は、砂利の採取により発生した汚濁水及び汚泥の処理方法、処理施設等を記載すること。
- 6 「採取跡地埋戻計画」は、埋戻し土砂等の種類、確保の方法、埋戻し工程、埋戻しの履行の確保のための 保証措置等を記載すること。
- 7 「砂利運搬計画」は、砂利採取場の区域外に砂利を搬出するときに施す水切りの方法及び設備、砂利を搬出する車両が砂利採取場の区域外に出るときに配慮すべき事項等を記載すること。

添付書類 知事が必要と認める書類

様式第2号 (第4条関係)

収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

整理番号			
審査結果			
受理年月日	年	月	日
認 可 番 号			

年 月 日

認可計画変更認可申請書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 登録年月日及び登録番号 電話番号

-CHIH J

砂利採取法第20条第1項の規定により、次のとおり認可計画の変更の認可を申請します。

変更に係る	認可	計画	の認	可番	号						
認可計画を	変更す	る採耳	汉場(	の所在	E地						
変更に係	る認	可計	画	の項	目						
変更の内容	変更後										
	変更前										
変更の理由											
その他											

### 注

- 1 印の欄は、記載しないこと。
- 2 変更が認可計画の複数の項目に該当する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 3 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。
- 4 「その他」の欄は、変更に伴う必要な砂利採取法以外の法令の手続等について具体的に記載すること。

- 1 認可計画の変更の内容がわかる資料
- 2 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等の変更があった場合は、当該変更後の図面、 計画等

様式第3号 (第6条関係)

業務 状况 報告書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名

(EII)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

鳥取県砂利採取条例第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

項	目						内	3					容						
1 砂利採取均	場の所在地等	所在	E地												(面	積			m²)
		認可	丁内容	其	朋間			年	F		日 <i>t</i> .	16	年		月	E	ま	で	
				컽	<b>6号</b>										数	量			m³
2 砂利採取料	状況	現在	Eの∃	程	表	土 除	去	•	掘削		選	別	及 ひ	洗洗	浄	٠	埋	戾	b
3 産出品目別	及び採取実績	品	目	7	砂	利		砂		Ξ	¥	石	3	玉石石	砕石		É	合	計
		3 F	計			$m^3$			m³			m³			m	3 L			m³
		累	計			m³			m³			m³			m	3			m³
					埋戻	し工科	星の区	分					ž	欠の作	乍業の	の時	期		
		最沒	保部ま	で拡	屈削絲	終了					Ξ	上砂等	の埋	戻し		É	F	月	日
4 埋戻しの	実施状況	地门	下水位	な線ま	<b>きで</b> り	里戻し	終了				į	透水溝	開削	開始	i	É	F	月	日
		上層	層線ま	で埋	里戻し	し終了	•透7	水溝の	の開削	終了	7 ₹	長土埋	戻し	開始	i	É	Ę.	月	日
		埋月	見し気	了							F	記了報	告予	定		É	F	月	日
5 災害の発生	生の有無、災																		
害の内容及び	びこれに対し																		
て講じた措置	置																		
6 砂利の採	取に当たって																		
障害となった	た事項																		

# 注

- 1 埋戻しの経過に基づき報告する際には、項目1の内容の欄の砂利採取場の所在地及び項目4の内容の欄のすべてについてのみ記載すること。
- 2 「砂利採取状況」欄は、報告する月の前月末現在の状況を記載すること。
- 3 「埋戻しの実施状況」の次の作業の時期の欄には、埋戻しの工程の区分に応じ、当該区分の作業が終了して いるときは実施した時期を、報告後作業を行うときは実施予定時期を記載すること。

- 1 産出品目及び報告前3月の砂利の採取実績に関し、1日当たりの採取実績を明確にする書類
- 2 砂利採取施工計画 (様式第4号) のその2 (報告時点までの実績を記載すること。)

36	平	成16	6年3	3月	30 E	<u> </u>	火曜	目		鳥	取	!	県	公	報	<b>Z</b>					(号:	外)角	<b>第41号</b>	<u> </u>	
ı			発生の 記事か						びこ	れに	対し <sup>.</sup>	てi	講じ <i>†</i>	た措置	重並	びに	砂利	の採	取に	当たっ	って障	害と	なっ!	た事エ	頁
	-127,				~ -	#GP																			

平成1	16年	3月30	日 火曜	翟日	鳥	取	県	公	報			(号:	外)第	41号	37
平	除去描い及び洗浄堆 皮 し		日 火 (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m)	水面より上     度       水面下     度	<b>影</b>	m Ci, m Ci, m Ci, m Ci, m Ci,	m <u>Li</u> m		報			(号)	外)第	41号	377
条関係)	表十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	#													
(第 8 条 )	맽	韻	大田の		10	条数		もの路	]	名称	能力	1000	格	能力	以数
樣式第4号 (第8条関係)	Н	Н	掘削する土地の 面積及び数量	掘削勾	账	確保すべき保安 距離		設備その他	다 다	使用する機構	一族			i	

	***	盟	記	带	詸	нп	+	阃						4
					処理	御	理、防	5 止等	6 六	洪				
砂利の採取区域の区分	松	· ∃	三原	烛	<ul><li>その他</li></ul>									_
砂利の賦存の状況														
砂利の賦存の状況確認	就掘	<ul><li>溝の切り</li></ul>	刃り開き		その他 (									_
農地法の転用許可	必要 (許可済	済年	皿	日から	卅	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	日まば、	中譜中	卅	E E	日頃許可見込み)	記込み)	· 不要	脚
森林法の林地開発許可	必要 (許可済	済 年	町	日から	卅	日	日まば、	申請中	卅	日日	日頃許可見込み	記込み)	• 不要	脚
進入防止措置	集	境界表示板		危険区域表示板	表示板 .	その他	· 年							<u> </u>
除去をした表土等の処理	除去方法			手堀・機械堀	城塩・その色	)他(								
	除去した表土の処理方法	土の処理	计	埋戻しに利用		(表土埋戻し用	•	その他埋戻し用)	•	販売処理:	その他を	・その他処分による処理	5処理	
	処理形態			場内一時保管	光管・	砂利採]	砂利採取場外へ搬出	搬出(場所	所:				_	
				その他(										
	隣接地の侵食防止の措置	食防止の	III III	築堤・板囲い	町い・土留め		の他の措置	)						
採取をした砂利の管理	74 H H + + + + + + + + + + + + + + + + + +	場内一時保管・		直接販売搬出	#		防災	防災上の措置						
	自驻扩影	場外へ搬出し仮置	Hし仮置	(場所:			( 44 +B		, <u>É</u>	1	,			
	管理期間	卅	町	~ Ш	年 月		张 I	• !	() () ()	∃ S				
	管理環境	道路・河川等公共施設	等公共	施設有	·無 住宅	価・	# Aの	その他の措置						
掘削をする深さ等	砂利の堆積の深さ	が残ら												
	14 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	1	E	-	農地(畑地(作物の種類	1の種類			•	・その他(作物の種類	三物の種类	ншк		()
	砂利の採取を行し工地の用途  	を行し工	高の田崎	その他	_									
	掘削をする深さ		(最深部)		E									
	小段の設置	9	Ε.	mバイ、配	L	m · (m		地下水位	位有	(最深部から	is m,	、地表面から	3,5	m ・(m
掘削時の土砂崩れの防止措置	砂利の種類等	\$	・脛くしま	った砂利	・ 脛へしま	1720	しまっていない砂利		くしまった土	t・堅くしま	まってい	っていない土		
	掘削勾配				度 (小	(水面下		度)(勾	気配の確認	る 丁張り	)・その他	(中		
	掘削時の小段		小段の幅		m以上		设ける小	設ける小段の高低差	無		u	m以内		
	排水措置	排水	排水ポンプ	台(能)	(能力:1台目				: 2	台目				
	その他の措置	置	・板囲い。	・土留め	・その他の措置	)措置(								(
掘削終了後の形状	〈講   建地(埋戻し必要) ・ 平地  ・●17面(崩落防1−等防災措置	し必要)間落路に	· 平等院外		(埋戻しが要・不要 (理 緑化・余網の設置・	(要 (理由) 鈴器・十	由 トネん堤	日十3~4年・子の色	_				· 整	整地のみ) (

			4	Ħ	<b>#</b>	担	∓ }	†	1			702	40 <del>平</del>
隣接地との間に設ける保安距離	利用状況	道路等(	辺)・道等			完地等 (	· (凹 ·	19年	1	(辽)			成16
	保安距離	辽	m,	É	Ш m,	以	٤						年 3
飛砂等の防止	防止措置	防砂金網・ネチの他の措置	≥ -	板柵等の施設	が (単)	m E	目の大きさ	×		cm)			3月30
	設置時期		年月	ш									日
騒音の防止措置	機械等の使用時間	暗晶	午前時	尔	~ 午後	盐	☆						火曜
			/ 時期によって	[変更:時期	朔	,	蛇	尔	ł	盐	<b>\$</b>		日
				监	時期	,	蛇	尔	₹	盐	令		
	機械等についての		防音措置が施された機械の使用	た機械の	)使用 ·	森積への	機械への防音装置の取付	の取付	· 忍	防音壁等防音施設の設置	を設の設置		鳥
	騒音防止措置	-11	その他の措置(				<u> </u>						Į
公道等汚損防止措置	洗車場の設置等	新	洗車場:有(縦	i m×横	m×m m×m	E 1U		(理由					X_
			その他の措置:										県
	公道等汚損時の措置	の措置	散水・清掃・神	補修・その	その他 (								公
業務主任者の管理監督	管理事務所	名称		鱼	所在地					調			幸
	業務主任者	出		刺	連絡先								<b>B</b>
	* 1 日 以 日 以 1 日 小 2		午前 時	分から	いら 午後	蛇	分まで	(田出)					
	少心状状作来语同		午前時	分から	ら 午後	控	分まで	(休日)					
	業務主任者の現場監督	現場監督	1 週間につき4	平均	П,	日につき	平均	時間					
	監督上特に留意する事功	意する事]	нак										
													(号
													₩)第
添付書類													<b>育41</b> ·
													号
2 知事が必要と認める書類													

	成16	年 :	3月	30 E	1	火曜	望日		J	一	取	県	. 1	2	報						( =	号外	)第41号	_
401													構造	掘込み・土堤	掘込み・土堤	掘込み・土堤	掘込み・土堤	構造	掘込み・土堤	掘込み・土堤	掘込み・土堤	掘込み・土堤		
				構造									対象流入量	m³ /秒	m, /#y	m, A	m <sup>3</sup> /秒	対象流入量	m //	mi /秒	mi /秒	m³ /秒		
	松	"L	æ"		(利	<b>多</b>	多	渺	<u></u>	食	<b>参</b>	渺	処理能力	m <sup>3</sup> /多	m A	m <sup>3</sup> 利	明多	処理能力	m <sup>3</sup> 多	m. 多	m』 多	m³ /秒		
阃	6 ₹	集水面積	集水面積	流下能力	m <sup>®</sup>	E <sup>®</sup>	m <sup>3</sup>	"H	E	m <sup>®</sup>	™	m°	貯水量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	E	°EI	貯水量	m <sup>3</sup>	m	m	m <sup>°</sup>		
理	憲	年確率)	年確率) 導	三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	m³ /秒	m³ /秒	m³ /秒	㎡ 利	m³ /ð	m³ /秒	m』 /秒	m』 /秒	面積明	m <sup>2</sup>	m³	"E	"E	面積	æ"	m <sup>2</sup>	Ľ	Ľ		
等	罪	mm/時間 ( <sup>生</sup>	_	集水面積	"E	m <sup>2</sup>	"W	"L	~E	"E	"L	"L		( )	( )	( )	· ·			( )	( )	( )		
光		想定降雨量	想定降雨量	格	W X		E	E	E ×		E		規格	E ×E ×C	m × m × m	E ×E ×E	E × E	規格	×E	E × E	E × E	E × E	の流水経路	
魠		採取場内想	放流先水路 想:	捐	×	×	×	×	×	×	×	×		兴 m	金	規			兴 m	殿	果 L		貯留施設への流水経路	
(쩐사사) 다 이 자(종()자)		汚濁水発生見込量	放沃	砂利採取場の区域外への汚濁水の流出防止	措置		<u>£</u>	#	*	紹						光	鱖	¥	1/4	l p	# \$	思		

					<del>2</del> 02	72
				措置等の内容		
砂利採取場の区域外への汚濁水の流出防止		処理方法	ᄣ	環流方式 ・ その他 (		13%
措置	形	処理能力	ر ح	111 (11) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		
		処理方法	ᄣ	環流方式 ・ その他 (		
		処理能力	ر ح	111 (11) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		
	大 5	処理方法	叶	環流方式 ・ その他 (		<u>и</u>
		処理能力	ر ل	11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.		
		処理方法	年	環流方式・その他(		/\#B
	뻬	処理能力	<del>ل</del>	111 加   112   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113		
	形	污濁水処理用薬品	田瀬田		投入量 kg/㎡	~c
	外	外部への放流	<b>荒方法・量</b>	放流方法 放流方法	m <sup>3</sup> /利	
	流出止め水路	め水路		場內水路:		My
処理後の放流先	一級河,	一級河川 (国管理		一級河川(県管理)・2級河川・その他の河川(砂防河川・水路・その他(	( (	
	放流への同意	の同意	同意済	までは、		
			・同意不要	(		
	放流先流量	流量	当初	m³/秒 開発後 m³/秒 計画 (許容) 流下量	m³/秒	
			放流量	m/秒		ערד
汚泥の処理方法	乾燥の方法	方法	天日	天日乾燥(堆積期間 日) ・ 人工乾燥(堆積期間	(日	
	たい 堆積場所	所				
	たい 堆積後	たが 堆積後の処理方法	<u></u>			
地下水、井戸等への影響を防止する方法	地下水	脈を切断	地下水脈を切断しないため	把握の方法		
	の把握			对応策		
	<b>イ</b> 山井	井戸への流入を防	<b>防ぐ</b> 措置	流入防止の板の設置・その他(		
は、この計画は、砂利の採取の進行により砂利採取場の形状があたり	机料即均	世の形状 ナ		<b>従前の流水経路 流出防止措置等により 汚濁水の流出が防げなくなると計画時に想定されるとき</b>	甲時に植庁オンタイ	\  #

42

平成16年3月30日

火曜日

鳥

注 この計画は、砂利の採取の進行により砂利採取場の形状が変わり、従前の流水経路、流出防止措置等により、汚濁水の流出が防げなくなると計画時に想定されるとき は、それぞれの形状に対応したものを作成すること。 添付書類 1 砂利採取場の区域外への汚濁水の流出防止に係る施設の設置の状況を明らかにする資料及びそれぞれの施設又は装置に流入が予想される汚濁水、泥等の量に応じた 施設になっていることを示す資料 2 汚泥の堆積場所を明らかにする資料 3 知事が必要と認める書類

株式第7号 (第8条関係)		Ħ				ĮĒ		
	茶	個	뮢	理	<del> </del>	■		
			ح			你		
埋戻し土砂等の数量	採取計画量		m³					
	埋戻し土砂等確保数量	数量	™(埋戻し用	·用: m,	透水層用:	m、表土用: m³)		
埋戻し土砂等の種類	州田	種 類	数量所	所有又は販売者	埋戻し土砂等の所在地	り所在地	運搬経路	
			m³					
			m³					
			m³					
			m³					
			m³					
	埋戻し土砂等が産	<b>音業廃棄物</b>	確認された内容					
	関係法令に適合す	することの	確認年月日					
	確認		確認機関名			担当者氏名		
埋戻し工程	最深部まで掘削終	7,	卅	町		-		
	地下水位線までの埋戻	)埋戻し	卅	~ 日	年	(地下水位面の深さ	: 地表面から m)	
	透水溝開削・上部	上部埋戻し	卅	~		B		
			卅	~		月(表土の深さ	m)	
	埋戻し完了		卅	日				
他の砂利採取場の埋戻し履行状況	認可番号				認可期間	年 月 日	~ 年 月 日	
	所在地							
	埋戻し状況	埋戻し完了	・ 埋戻し未完了 (完了見込み	(完了見込み	年 月	(H		
埋戻しの履行の確保のための保証措置	保証機関 中小企	企業等協同組	業等協同組合法に基づき設立された中小企業等協同組合	された中小企業	等協同組合(			
	財団法、	法人鳥取県建	人鳥取県建設技術センター・そ	・その他 (				
	保証期間							
	保証内容							
農地に復元するに当たっての措置	申請地の作付状況							
	過去の湿害発生状況		有(頻度 年に	・ (回				
	排水確保の措置	影	透水層の設置・その他の措置	3の措置 (				
		表	表土:掘削前の表土・	・耕作に適した微砂	数砂・その他(			
	サジーしてま	开	地下水位線の上部:			透水層:砂・砕石	・その他 ( )	
		丑	地下水位線の下部:					
注 1 計画に記載された内容の確認に当たってに 2 砂利の採取を行う農地があるときは、農地 3 4 4 章 4 4 章 4 5 4 4 章 4 5 4 4 章 4 5 4 5	よ、所管保健所の産業別 也としての機能を維持す	廃棄物所管課 するのに必要	棄物所管課等との連携を図ること。 るのに必要な排水確保の措置をとり	,	及び表土の深さを確保するよ	5よう計画すること。		
	する書類及び当該機関にする契約書等、埋戻しまる契約書等、埋戻しま	に提出した資土砂等が現に	提出した資料 砂等が現に存する場所が確認でき 過ぎが現に存する場所が確認でき	3写真、	図面等及び運搬経路がわかる図面	げわかる図面		
3 砂石抹ಳ物の別在でをおりがたったと国文で年休しの復日が近さまる。 保証機関及び保証内容を明らかにした資料 5 農地の復元の計の表した図面並びに埋戻し土砂等の種類、表土(作品が、第一部は、4 書き	Xび年床での個11水ボ。 4 実し土砂等の種類、表1	4番のたらは 1の浴み、地	晦したう兵、凶叫守 の深さ、地下水位線の位置、透水層の設置状況がわかる平面図、	§水層の設置状泳	<b>そがわかる平面図、</b>	縦断面図及び横断面図		
6 知事か必要と認める書類  								

44 平成16年	年 3	月3	0日	2	人曜	日		鳥	<u> </u>	取	県	1	<u> </u>	報						(号:	<u>外)</u> 算	第41号	클	
44 平成164	年 3	(請負又は委託先 )・購入者 )	ダンプトラック (トン、 台、 トン、 台)、その他 ( )	0句( 句)	V   V   V   V   V   V   V   V   V   V		水抜き装置で脱水 ・ その他 ( )	縦 m 横 m	如理能力:	取	<b>県</b>			なるべく騒音を出さないようにする。	当該農地に係る農作業等に支障が出ないよう配慮する。					_(号:	外)貧	第41号		
画 怪 砂		認可申請者・請負又は委託して搬出	運搬に用いる車両等	1日当たり車両等台数(平均) ダ	国道又は県道までの搬出経路 別	搬出先	水切りの方法 仮置き・ 水抜	水切りの施設等 仮置き地	水抜き装置	その他 (	1 水が垂れないような措置をとる。	2 運搬する砂利が荷台から落ちないような積載方法とする。	3 運搬する砂利が飛び散らないような措置をとる。	4 周辺の環境に配慮して、なるべ	5 周辺に農地があるときは、当該	6 その他 (		d						
様式第8号(第8条関係)		搬出主体	運搬方法等			#15	水切りの方法等	2 2			砂利を搬出する車両の配慮すべき事項			,			添付書類	1 施設等の設置場所等を明らかにした資料	2 知事が必要と認める書類					